

2014

May, Vol. 159

News Letter

— 目 次 —

派遣法改正による IT 業界への影響

Oracle 12c 機能紹介②オプティマイザ

海外拠点のシステム

セキュリティの脆弱性への対応

カスタマイズについて

最新の Plaza-i バージョン情報

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し

生産性向上設備投資促進税制

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階
株式会社ビジネス・アソシエーツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

派遣法改正によるIT業界への影響

厚生労働省は2015年4月の施行を目標に労働者派遣法を改正しようとしています。この改正には大きく二つ、IT業界に大きな影響を及ぼす項目があります。

一つ目は「派遣事業の許認可制一本化」です。これによりこれまで届出だけで事業が開始できた特定労働者派遣が廃止され、一般の派遣事業者と同様、関係省庁の許認可が必要になります。特定労働者派遣を営むITベンダーは(厚労省の予定によれば)2018年までにその許認可を受ける必要があります。もし、その許認可を受ける基準が厳しいものであった場合、派遣を主事業とするITベンダーが事業継続を断念、人材確保ができなくなるという可能性すらあります。

二つ目は「専門26業務の区分の撤廃」です。派遣業務は通常3年以上同じ職場で働くことを禁じられておりますが、ソフトウェア開発や社内システムの操作指導を含む専門26業務はその適用外となっていました。この区分の撤廃により、派遣契約では3年を超えて一人の人に業務を依頼できなくなります(ただし、派遣元が無期契約している場合はこの限りではありません。)

これらの変更はユーザサイドにはどのような影響があるのでしょうか。まず、ITベンダーが適切な人材を確保できず、仕事が請けられないということが起こりえます。次に、長期間自社システムをサポートしてくれた派遣契約のIT担当者が3年後、その企業をサポートできなくなります。よほどサポート内容が正確にドキュメント化されていなければサポートの質が低下する懸念が出てくるわけです。サポート提供先企業との契約が請負契約だったら大丈夫かという、そうとも限らず、請負先のITベンダーがその担当者と派遣契約を結んでいた場合、3年を境に担当者変更を余儀なくされます。企業が派遣契約から直接雇用もしくは無期契約に切り替えればこの問題は解決されますが、以前、他業種で3年の制限ができた時のことを鑑みれば難しいでしょう。

自社のITサポート担当を外注している、派遣契約している企業は派遣法改正に向け、先ほど述べたサポート内容の洗い出しならびにドキュメント(マニュアル)化等、対策を講じたほうがよいでしょう。

なお、ビジネス・アソシエイツでは創業より

設計、開発、販売、保守のすべてにわたり自社の正社員のみで運営し、外注、派遣社員を採用していません。従いまして、今回の法改正による影響はまったくございません。今後もより一層質の高いサービス提供を目指してまいりますので、引き続きPlaza-iをご愛顧賜りたいと存じます。

参考資料：日経コンピュータ 4月3日号

Oracle 12c機能紹介②

オプティマイザ

Oracle Database 10g以降のバージョンでは、コストベースオプティマイザが採用されています。

コストベースオプティマイザは、テーブルに格納されているレコードの統計情報を定期的に収集し、その統計情報に基づいて最適と判定されるSQL実行計画を作成します。

ここで問題になるのは、テーブルに格納されている実際のレコードと、統計情報が乖離していた場合、非効率なSQL実行計画が作成され、パフォーマンスが低下する可能性があることです。

Plaza-iでは月次更新などの処理で大量のレコードを更新することがあります。一方、統計情報の収集は既定設定では平日の午後10:00に実行されます。つまり、月次更新などで大量のレコードを更新した場合、次回統計情報が収集されるまでの間、実データと統計情報が乖離した状態になるかもしれません。

Oracle Database 12cでは、このような状況におけるパフォーマンス低下を抑制するため、「適応問合せ最適化」と呼ばれる機能が実装されました。「適応問合せ最適化」は、「適応計画」「自動再最適化」、という二つの方法でパフォーマンス低下を抑制します。

■適応計画

コストベースオプティマイザは、前述のような理由で、結果的に不適切なSQL実行計画でSQLを実行する可能性があります。本機能は、SQL実行中に実行計画が非効率であることが判明した場合、SQLの実行途中で実行計画を修正

します。

「適応計画」では、SQL 実行（レコード取得）中に、対象テーブルに関する情報収集を行います。その情報と事前の統計情報が大きく異なっており、当初の実行計画はパフォーマンスが悪いと判定された場合、SQL 実行中に収集した情報を元に、SQL 実行計画の修正を行います。

例えば、レコードを 1000 行取得した時点で、当初の実行計画はパフォーマンスが悪いと判定された場合、当初の 1000 行を取得した際に収集した情報に基づいて、実行計画を修正し、修正した実行計画で、SQL の実行を再開します。

■自動再最適化

「適応計画」は SQL 実行の途中で実行計画を修正するため、結合順序の変更ができないなどの制約があり、完全な最適化はできません。

「自動最適化」は、同じ SQL を 2 回以上実行した場合、1 回目に SQL を実行したときに収集した情報に基づいて、より最適化した実行計画を作成する機能です。

Oracle Database は、一度実行した SQL の実行計画は、しばらくの間メモリー上にキャッシュします。そして、同じ SQL が再実行された場合、キャッシュされた実行計画で SQL を実行します。これが通常の動作です。

一方、初回の SQL 実行の際、実行計画が最適でないと判定された場合、「v\$sql」ディクショナリビューの「IS_REOPTIMIZABLE」列が「Y」になります。「IS_REOPTIMIZABLE」が「Y」である SQL を再度実行した場合、初回の SQL 実行時に収集した情報に基づいて、より最適化した実行計画を作成します。

海外拠点のシステム

はじめに

近年、東南アジアを中心に日本企業の海外進出が急速に加速しています。それに伴い、ERP 市場においても、海外拠点への導入が注目されています。海外拠点へのシステム導入の傾向や Plaza-i の海外導入事例等についてご紹介いたします。

シングルインスタンス

シングルインスタンスとは、国内外に展開するグループ企業全体で単一の情報システムを利用するシステム形態のことです。システム形態としてもガバナンスの観点からもシンプルで合理的であり、シングルインスタンスが理想形と言われてきました。グローバルでシングルインスタンスを実現している日本企業の事例はほとんど無いようですが、トップダウン型の意思決定が主流なアメリカでは、グローバルでシングルインスタンスを実現している事例が多くあるようです。

2層ERP

シングルインスタンスはシンプルで合理的ですが、特に日本においては現実的ではないということで、近年は 2 層 ERP (2Tier ERP) という方式が注目されています。本社で稼働している ERP を各拠点のニーズに合わせるのは困難であるため、本社の ERP とは別に、各拠点のニーズに柔軟に対応できる ERP を導入し、本社 ERP とのデータ連携を図る ERP の導入方式です。シングルインスタンスに比べるとシンプルではありませんが、ローカルの商習慣に柔軟に対応しつつ、本社で各拠点の情報を把握できますので、グローバルで全体最適を目指しやすいと考えられているようです。

クラウドERP

本社にはオンプレミス（自社で用意した設備でソフトウェアを導入・利用すること）でコストと時間をかけて ERP を導入したが、規模の小さい海外拠点などはコストと時間をかけずに導入したいというニーズがあるため、初期投資が少なく済む、ハードを準備したり管理したりする手間や人員を省けるなどのメリットがあるクラウド ERP というクラウド環境上で利用する ERP も注目を浴びています。但し、初期投資が少なくても、トータルコストは安くない場合もあるようです。

クラウド ERP に力を入れている事業者は、本社のオンプレミス+拠点のクラウドで 2 層 ERP の実現を提案しているようです。大手 ERP 事業者も積極的にクラウド対応していますし、クラウド ERP 専門の事業者も登場しています。

Plaza-i は SaaS として月額料金制のようなサービスをご提供していませんが、IaaS 上で本番環境を稼働している事例は出てきています。

※IaaS/PaaS/SaaS

【 IaaS: Infrastructure as a Service】

サーバー、CPU、ストレージなどのインフラをサービスとして提供

【 PaaS: Platform as a Service】

アプリケーションを稼働させるための基盤をサービスとして提供 (IaaS+ミドルウェアを提供)

【 SaaS: Software as a Service】

アプリケーションをサービスとして提供 (PaaS+ソフトウェアを提供)

グローバルシステムの選定要件

海外拠点に導入するシステムを選定するにあたり、コストや導入期間の他に、多言語対応、多通貨対応、多基準対応、現地導入体制の有無、海外でのサポート体制の有無、海外での展開事例の有無などが基本的な要件となるようです。国内のERPでは、多言語、多通貨、多基準といった機能要件を、実際に現地で運用できるレベルで満たしているパッケージは少ないため、大手のERPでもこれらの要件を満たせないような場合は、他社の海外拠点専用ERPとの連携インターフェースを持つことで、2層ERPとしてグローバルに対応しようとしているようです。

Plaza-iは、21カ国での利用実績

Plaza-iは、今日のようにERPのグローバル対応が注目される前から、バイリンガル、多通貨、複数会計基準に対応しており、主に、会計システムとして東南アジア、中国、中東、アフリカ、ヨーロッパ、中南米の21カ国での導入実績があります。近年は、シンガポールに子会社Business Associates Singapore Pte.Ltd.を設立したり、ユーザーズガイドの英語化を進めたりなど、積極的にグローバル対応を進めています。ユーザーズガイドの英語化については、2014年4月末時点では、CMN 共通ユーザーズガイド(管理者編、操作編)、GLS 一般会計、APS 債務管理、EPS 経費精算、USR ユーザ管理が完了しています。

本社と海外拠点で運用している事例

日本の本社と海外拠点でPlaza-iを運用している事例があります。会計システムのみ的事例もありますし、他システムとデータ連携しながら

販売管理などの基幹システムを運用している事例もあります。サーバーは日本に設置し、海外拠点はリモートデスクトップで日本のサーバーに接続しています。

2層目の事例

本社では他社のERPを利用し、海外拠点の会計システムや基幹システムとしてPlaza-iを採用している事例があります。サーバーを日本に設置し、リモートデスクトップで接続するケースが多いですが、現地に個別にデータベースを構築しているケースもあります。

本社ERPとPlaza-iのデータを連携する場合は、CSV等で連携しています。

シングルインスタンスを目指せる？

Plaza-iの最大の特徴は、データベースが1つであるだけでなく、ソースコードも1つである点です。専門商社、輸出入貿易会社、家具会社、輸入食品会社、ファブレス企業、サービス業、コンサルティング業、建設業、外資系企業、海外進出企業、シェアードサービスといった11の業態に絞っていますが、プログラムは共通です。1データベース内で複数会社を処理することができますので、各業態の会社を1つのプログラム、1つのデータベースで運用することができます。

カスタマイズも可能ですし、カスタマイズをした場合も、パッケージの機能として組み込みますので、パッケージの機能が一般的なERPに比べてとても豊富です。また、パッケージの機能になるためバージョンアップ時に特別なコストもかかりません。

上記業態に当てはまれば、Plaza-iは日本の中小・中堅企業が地域の商習慣に柔軟に対応しながらも、シングルインスタンスによりグローバルリアルタイム経営を少ないトータルコストで目指すことができる数少ないERPではないかと筆者は考えます。

おわりに

海外拠点は現地の市販ソフトなどでとりあえず運用をしているがそろそろきちんと管理したい、海外進出する予定があるがシステムをまだ決めていないなど、海外拠点のシステム導入をご検討されているようでしたら、Plaza-i導入担当者にご相談下さい。

セキュリティの脆弱性への対応

2014年4月～5月にかけて、インターネットを利用する様々な技術において、セキュリティの脆弱性に関する問題が、検出され、社会的にも大きな注目を集めました。今回は、情報システムを守るという観点から、どのような対応が必要なのか、検討してみたいと思います。

最新の状況

最初に、直近では、どのような問題が検出されていたのか、振り返ってみたいと思います。

2014年4月7日には、ネットショッピングやネットバンキングなどのWebサイトで広く使われている通信暗号化ソフト「OpenSSL」に深刻な脆弱性が検出されました。この脆弱性を突かれると、本来秘匿すべき情報（暗号通信の内容や、暗号に使う秘密鍵など）が漏えいする可能性があります。具体的には、正規の利用者が攻撃者になりすまされる可能性（攻撃者が利用者のIDやパスワードを窃取した場合）や、攻撃者に暗号通信を解読される恐れ（攻撃者が秘密鍵を窃取した場合）といったものです。NHKのニュースでも取り上げられ、皆様の中にも、利用しているWebサイトでパスワードの変更を求められた方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

その後、引き続き4月26日は、Microsoft社のインターネットブラウザ、Internet Explorer（以下IEと略します）において、「リモートでコードが実行される」という脆弱性が検知されました。この脆弱性を悪用すると、第三者が、IEでアクセスしたコンピュータ上でプログラムコードを動かしたり、意図しないウェブコンテンツへと誘導することが可能になりました。「OpenSSL」の脆弱性の直後であったこともあり、こちらにもマスコミで大きく取り上げられたことは記憶に新しいものと思います。（弊社でも、脆弱性が解消されるまで、IEの利用が禁止となりました）

どのように対応すべきか？

このような脆弱性が検出された場合、情報システムを安全に運用し続けるためには、どのような対応が必要なのでしょう？

まずは、影響脆弱性が検出されたソフトウェアを、自社の情報システムで利用しているのか、

利用している場合、脆弱性が含まれているバージョンに該当するのかを正確に把握する必要があります。

次いで、暫定的な対応策の調査、検討を行います。多くの場合、根本的な対策は、脆弱性を持つソフトウェアのベンダー等がその脆弱性を塞ぐためのパッチを公開し、それらを適用することになりますが、パッチが公開されるまでの間、どのように、情報システムを守るのかの検討が必要です。この期間が、情報システムにとっては、最も危険な期間となります。

危険な状態のまま情報システムを運用するのか、それとも、根本的な対策がなされるまで、システム全体を停止したり、一部機能を制限するといった決断が必要になるかもしれません。ソフトウェアベンダーなどから、暫定的な回避策の情報が公開され、一時的に、システムの運用方法を変更するケースもあり得ます。システム利用者や業務への影響が懸念されますので、関係者への通知、連絡も必要です。このような緊急時には、誰が情報収集を行い、誰が決断をし、どのように伝えるのか、あらかじめ、担当と手段を決めておくことが重要です。

最後は、ソフトウェアベンダー等から根本的な対策が提示された後の対応です。根本的な対策をすぐに適用しても問題ないのか、まずは、検証が必要です。特に脆弱性への対策の場合、提供されるパッチに、今までは不要であった設定が追加され、情報システム側の調整を行わないと正常に起動しなくなる可能性もあり得ます。根本的な対策がどのようなものなのか把握し、内容によってはテスト環境での検証を実施の上、本番環境へ適用する必要があります。

本番環境への適用後は、そのフォローも行います。適用後、情報システムが正常に稼働しているのか、また、クライアント端末への適用が必要なものについては、漏れなく、全端末に対応が実施されているのか、確認を行います。

Plaza-iを安全に運用するにあたって

Plaza-iを安全に運用するには、どのような脆弱性の情報に留意すべきでしょうか？

Plaza-iを稼働するためには、Plaza-iのアプリケーション本体以外に、

- ①Windows OS（サーバとクライアントPC）
- ②Microsoft .Net Framework4.0
- ③Oracle（データベースとクライアント）

という 3 つの基盤を利用しており、これらの基盤について、最低限、情報の収集が必要です。

①と②につきましては、Microsoft 社より、毎月、定期的に Windows Update の機能を通して、「重要な更新」としてセキュリティ・パッチがリリースされていますので、弊社では、可能な限り最新の物を適用するよう推奨しております。

なお、「サービス・パック」を適用する際には、事前に弊社へご相談下さい（サービスパックには、セキュリティ・パッチも含まれることがあります。それ以外に新しい機能が追加されることが多く、それらの機能が Plaza-i の動作へ影響しないよう、適用後個別対応が必要になる場合がございます）。

一方、③ですが、Oracle 社でも、定期的にセキュリティ・パッチのリリースが実施されております。こちらについては、稼働中のデータベースに対し適用する手順やノウハウが必要となり、専門的技術者による作業が必要となります。システム停止や人材の確保の計画等が必要となるため、Windows のセキュリティ・パッチのように、自動的に通知がなされ、簡単に更新できるものではありませんが、大きな問題がある場合は、弊社より、ご連絡を差し上げる場合がございます。また、公開されているセキュリティ・パッチの適用をご検討される場合は、事前に弊社へご相談下さい。

おわりに

セキュリティの脆弱性へどのように対応するのか、Plaza-i を安全に稼働するにはどのような情報を確認すべきかについてご紹介して参りました。

しかし、これらの対策は、必要最低限の対策となります。情報システムを安全に稼働させるためには、脆弱性の問題への対応に限らず、ウイルス対策ソフトの更新によりウイルスが社内ネットワークへ侵入することを防いだり、ファイアウォールの設定により不正な通信を遮断するといった総合的な対策が必要です。

いくつもの対策を講じることにより、情報システムを守り、安全に稼働させることが可能となります。そのためにも、まずは、現在の情報システムがどのような構成と基盤を利用して稼働しているのか、事前に把握しておくことが重要です。あわせて、緊急事態が生じた場合、ど

のようなルートで意思決定を行い、対応を進めるのか、対応計画を事前に策定しておくことも必要です。

いずれも、事前の対策、予防的措置が重要となります。この予防的措置は、結果的に、活用されない可能性もあり、一見、無駄な時間とコストをかけているようにも見えます。しかしながら、情報システム抜きには、業務が遂行できないほど密接なつながりがある昨今において、これら、予防的対策への準備も、情報システムの安全な稼働という点では、重要な投資と言えるのではないのでしょうか。

カスタマイズについて

カスタマイズって

カスタマイズと一言で言っても、カスタマイズにはいくつか手法があります。

一から製品自体を自社用に作りこむ受託開発、既存製品の機能を利用しつつ不足部分を上乘せして作り込むアドオン開発、アドオン開発と似てますがバージョンアップを考慮しない手法のモディフィケーションなどです。

Plaza-iは？

Plaza-i は上記どれにもあてはまりません。各社のカスタマイズを抽象化しパッケージそのものに組み込みます。従って、業態別・バージョン別にシステムを販売しているわけではなく、1 ソース・1 データベースによるソリューションです。

カスタマイズを受注した場合、個別バージョンに上乘せして機能を開発するのではなく、Plaza-i 本体自体にその機能を組み込みますので、製品価値を高め、バージョンアップを可能にし、法令対応などが発生しても、バージョンアップを固定保守で乗り切る事が出来ます。

カスタマイズを注文すると・・・

製品自体にカスタマイズ部分を吸収させる必要があることから、仕様を汎用的にする必要があります。従って、ある運用だけに着目した場合、一見、単純な開発に見えたとしても、Plaza-i 自体に矛盾なく組み込む事から、予想以上の見積になる場合があります。

しかし、汎用的な仕様となっていますので、“その業務”という小さい単位でのみの機能追加でなく、別の業務、別の業態でも利用できるようなシステムとなり、長い目で見ると、費用対効果が高い結果になる場合が多いと考えています。

また、アドオン開発だと、必要不可欠な機能であるのに、前回のカスタマイズと競合したり、根幹部分に改修の手を加えられないので、追加カスタマイズを受けることが出来ない事態が発生する可能性もあります。一方、Plaza-iは、ユーザーズガイドによる仕様の透明化、各種取引タイプ、オプション等によるロジックのデータ化等を中心とする、パッケージ開発手法、ユーザ仕様抽象化手法が確立されていますので、Plaza-iの根幹部分に対するカスタマイズでも「整合性が取れた」開発が可能となっています。

カスタマイズをお断りする場合

ただ、カスタマイズを追加しつづける事が出来る Plaza-i であっても、以下の場合に、お断りする場合があります。

- ①類似機能が既に存在する場合
- ②内部統制を崩す場合
- ③法令等の規則に違反する場合
- ④その他パッケージの開発方針に矛盾する場合

”①類似機能が既に存在する場合”は、文字通りの意味です。カスタマイズ費用がいらぬ方法がありましたら、そちらを提案致します。

”②内部統制を崩す場合”は、例えば、操作者が「煩わしい・もっと効率化出来る」といった思いがあったとしても、業務をミスなく、安全に遂行させるため、権限管理・ワークフローの観点から、カスタマイズをお断りする場合がございます。ただ、代替的な手法や、安全に効率化出来るカスタマイズの提案をさせていただきます。

”③法令等の規則に違反する場合”も文字通りの意味です。安全に利用できるという Plaza-i の価値を損ねるようなカスタマイズはお受け出来ません。

“④その他パッケージ開発方針に矛盾する場合”は、Plaza-i が想定している業態・業種・カバーする機能とは大きく異なる場合等、金額並びに次の納期の問題も含め、Plaza-i では対応できないとお断りする場合があります。

また、Plaza-i 自体が大きなバージョンアッ

プを予定している、弊社内のリソースの関係ですぐには対応できない等の場合は、カスタマイズはお受けできても納期の調整をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

おわりに

日々のサポートを通して、新しい業務・運用形態の発生、業務効率化を更に進める場合、特に、日程的な問題で、導入時期にカスタマイズを選択されずに運用回避をしている場合などは、弊社からカスタマイズの提案をさせていただきます。

5年ごとに入れ替えざるを得ないシステムではなく、お客様に合わせ成長していくシステム Plaza-i を更に活用し業務効率を向上していただくため、年間予算をとって、提案にご対応いただけると幸甚でございます。

最新のPlaza-iバージョン情報

平成 26 年 5 月 15 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.19.06

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.67

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) NEWS and TOPICSにも掲載しております。

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し

平成 26 年度の税制改正に関する法案である「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方法人税法案」が 3 月 20 日の参議院本会議で可決・成立し 4 月 1 日から施行されました。

近年は相続税法の改正をはじめとした個人の税負担が重くなる改正が多く見受けられますが、今回も「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」（いわゆる取得費加算）が見直され、従来の制度と比べて所得税の税負担が重くなることになりました。

<制度概要>

相続や遺贈により財産を取得して相続税を納付した方が、その相続開始日の翌日から 3 年 10 ヶ月を経過する日までの間にその相続した財産を譲渡した場合には、その譲渡所得の計算上、譲渡収入から控除する取得費に、譲渡した相続財産に対応する相続税額を加算することができる制度です。

<制度趣旨>

相続税の課税対象となった財産が相続の直後に譲渡される場合（特に相続税納付のために譲渡が行われる場合）には、相続税と譲渡に係る所得税が相次いで課税されることとなりますので、このときの税負担の調整を図ることを目的としています。

<計算式>

譲渡所得金額 = 譲渡対価 - (取得費 + 取得費加算額(譲渡した相続財産に係る相続税))

<改正の概要と趣旨>

昭和 45 年の創設当時の取得費加算は、譲渡した相続財産に対応する相続税のみを取得日に加算するというものでしたが、平成 5 年の改正により、土地等を譲渡した場合には、譲渡した土地等を含む「全ての」土地に対応する相続税額を取得費に加算することができるようになりました。

これは、当時バブル経済崩壊途上の中で、土地の相続税評価額が引き上げられたことによる物納申請件数の増加と、相続財産を譲渡した場合の所得税の税負担のバランスを考慮して、取得費加算の特例が拡充されたものになります。

今回の改正は、この平成 5 年改正による税負担の調整という趣旨が、現在においては既にその役割を終えたため、平成 5 年改正前の制度本来の趣旨に沿ったものに戻すというものになります。

<改正内容>

(例) 土地 A と土地 B を相続により取得し、納税資金確保のために土地 A のみ譲渡した場合

土地 A の譲渡対価 1,000

土地 A の取得費 300

土地Aに対応する相続税額 100

土地Bに対応する相続税額 100

【平成 26 年 12 月 31 日までに発生した相続・遺贈により取得した土地を譲渡した場合】

譲渡対価 1,000 - (取得費 300 + 取得費加算 200)
= 譲渡所得 500

※土地 A のみの譲渡であっても相続した A、B 両方の土地に対応する相続税を取得費に加算することができる。

【平成 27 年 1 月 1 日以降に発生した相続・遺贈により取得した土地を譲渡した場合】

譲渡対価 1,000 - (取得費 300 + 取得費加算 100)
= 譲渡所得 600

※譲渡した土地 A のみに対応する相続税額を取得費に加算する。

<おわりに>

冒頭にも書きましたが、近年では個人が負担する税金について増税となる改正が多く見受けられ、特に相続税については平成 27 年 1 月 1 日以降、基礎控除の縮減等により増税となることが決定しております。相続税は事前の対策が最も重要であり、本稿のような相続に付随して発生する所得税や贈与税についても合わせて検討しておく必要があります。

これらの税目は、それぞれ単一で考えるのではなく、トータルでの対策を考えておく必要がありますので、是非一度、将来を見据えて納税のご検討をされてみてはいかがでしょうか。

生産性向上設備投資促進税制

平成 26 年度税制改正で創設された「生産性向上設備投資促進税制」は大企業も税額控除ができることから、注目を集めています。

同じく設備投資の促進を目的とした税制としては平成 25 年度税制改正で創設され、すでに施行されている「生産等設備投資促進税制」がありますが、これに比べて節税面で有利になります。

(1) 対象設備の取得期間

平成 26 年 1 月 20 日（産業競争力強化法の施行日）から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得等し、事業供用した場合に適用があります。

(2) 対象設備の内容

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物、ソフトウェアで、産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものになります。

【生産性向上設備等とは？】

次の①または②のいずれかの要件を満たす設備が対象とされていますが、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は除かれています。

また、①の対象設備に含まれるものは機械装置を除き、用途、細目が限定されています。（工具はロールのみ、器具備品は冷暖房機器や測定機器など、建物は断熱材や断熱窓のみ、構築物はすべて対象外、その他詳細は割愛。）

① 先端設備（A類型と呼ばれています）

(イ) 最新モデルであること

最新モデルとは次のいずれかのモデルであること

- (a) 機械装置は 10 年以内、工具は 4 年以内、器具備品は 6 年以内、建物及び付属設備は 14 年以内、ソフトウェアは 5 年以内にそれぞれ販売開始されたもの

- (b) 販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル

(ロ) 生産性が旧モデル比で年平均 1%以上

向上するものであること

「生産性向上」の基準となる指標は、「単位時間当たりの生産量」「精度」「エネルギー効率」などで判断します。

② 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（B類型と呼ばれています）

生産性の向上に係る要件（投資利益率が 15%以上（中小企業者等は 5%以上）を満たすことにつき、経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された設備

投資利益率は「(営業利益+減価償却費)の増加額/設備投資額」で求めます。

【一定の規模以上とは？】

資産の種類に応じ、取得価額要件が設けられています。

種類	取得価額要件
機械装置	160 万円以上
工具及び器具備品	120 万円以上 ※単品 30 万円以上で、一事業年度の取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む
建物、建物付属設備及び構築物	120 万円以上 ※単品 60 万円以上で、一事業年度の取得価額の合計額が 120 万円以上の建物付属設備を含む
ソフトウェア	70 万円以上 ※単品 30 万円以上で、一事業年度の取得価額の合計額が 70 万円以上のものを含む

(3) 手続き

① A類型

対象となる設備については、メーカー工業会等に申請し、工業会等が確認後、証明書が発行されます。

したがって、設備を取得したユーザーは、メーカーから証明書を受け取ればよく、上記 (2) ① (イ) (ロ) の要件を確認する必要はありません。

② B類型

取得したユーザーが投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請する必要があります。

(4) 特別償却・税額控除

特別償却と税額控除を選択適用することができます。それぞれの割合は以下のとおりです。

『特別償却割合』

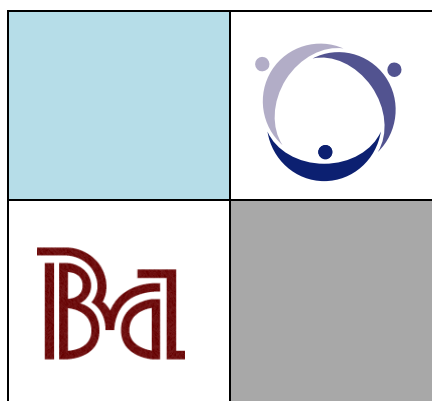
特別償却は、減価償却について普通償却のほかに特別な減価償却費の額の損金算入が認められている制度です。以下の割合は普通償却と特別償却を合計した割合になります。

種類	H28.3.31 までの取得	H28.4.1 以後の取得
機械装置、工具 及び器具備品、 建物付属設備、 ソフトウェア	100% (即時償却)	50%
建物、構築物		25%

『税額控除割合』

税額控除は、「取得価額×税額控除割合」を法人税額から控除（法人税額の20%を限度）することができる制度です。

種類	H28.3.31 までの取得	H28.4.1 以後の取得
機械装置、工具 及び器具備品、 建物付属設備、 ソフトウェア	5%	4%
建物、構築物	3%	2%



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>